

## 和泉市建設工事前金払取扱規則

### (目的)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定に基づき、公共工事に要する経費の前金払について必要な事項を定めることを目的とする。

### (前金払)

第2条 公共工事前金払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、契約金額が3,000,000円以上の建設工事及び契約金額が1,000,000円以上の設計、調査、測量事務に要する経費については、前金払をすることができる。

2 前項の規定により支払う前払金の額は、契約金額に100分の40（設計、調査、測量事務に要する経費については100分の30）を乗じた額を上限とする。ただし、10,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

3 第1項に掲げる建設工事が次に掲げる要件を全て満たしたときは、前2項の規定により既に支払った前払金に追加して、契約金額に100分の20を乗じた額を超えない範囲内で前払金を支払うことができる。ただし、10,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

### (前金払の特例)

第3条 前金払をした後において、契約金額が100分の20以上増減したときは、その増減した額について既に支払った前払金の率により計算した額を、請負者に追加払し、又は返還させることができる。

2 前払金の支払後、契約金額が減額により前条第1項に定める金額未満となったときは、同条の規定にかかわらず、前項の規定を適用する。

### (債務負担行為等に係る工事における前金払)

第4条 債務負担行為又は継続費に係る複数会計年度にわたる建設工事（市長が会計年度ごとに前払金を支払うことが必要と認めるものに限る。以下「債務負担行為等に係る工事」という。）についての前2条の規定の適用については、これらの規定中「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、第2条第3項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「当該工事」とあるのは

「当該会計年度の工事」と読み替えるものとする。

(前金払の請求)

第5条 請負者は、前3条で定める前金払を受けようとするときは、前金払請求書に保証事業会社の交付する保証書正副各1通を添えて市長に提出しなければならない。

(保証契約の変更)

第6条 請負者は、事業内容の変更その他の事由により著しく契約金額が変更された場合は、直ちに前払金保証契約を変更し、変更後の保証証書を市長に提出しなければならない。

(前払金の支払時期)

第7条 第5条に規定する前金払の請求があったときは、当該支払請求書を審査し、正当であるときは支払請求書を受理した日から40日以内に請負者に支払わなければならない。

(前払金の使途)

第8条 前条の規定により支払を受けた前払金は、当該公共工事の材料費、労務費、損料、動力費、運賃及び仮設費として必要な経費並びに市長が必要と認めた経費以外の支払に充てることができない。

(前払金の返還)

第9条 請負者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払われた前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 保証事業会社が保証契約を解除したとき。
- (2) 請負契約を解除したとき。
- (3) 第3条第1項に該当したとき。

2 前項の規定により前払金を返還すべき者が、市長が指定した返還期限後に前払金を返還するときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を併せて納付しなければならない。

(部分払)

第10条 前払金の支払を受けている場合の出来高部分払に限り請求できる額は、次の式により算定した額を上限とする。

$$\text{今回請求額} = \text{契約金額} \times \text{出来高率} \times 0.9 - \text{前金払済額} \times \text{出来高率} - \text{前回までの出来高払済額}$$

2 前項の規定にかかわらず、債務負担行為等に係る工事における前金払の支払を受けている場合の出来高部分払に限り請求できる額は、次の式により算定した額を上限とする。

今回請求額＝契約金額×出来高率×0.9－（前会計年度までの支払済額＋当該会計年度の出来高  
払済額）－ {契約金額×出来高率－（前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額）} ×当該会計  
年度前金払済額／当該会計年度の出来高予定額

附 則

この規則は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第7号）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市建設工事前金払取扱規則の規定は、平成8年度以後の予算に係る建設工事の前払金に  
ついて適用し、平成7年度以前の予算に係る建設工事の前払金については、なお従前の例による。

附 則（平成21年規則第32号）

- 1 この規則は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の和泉市建設工事前金払取扱規則の規定は、平成21年9月1日以後に締結す  
る契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成29年規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の和泉市建設工事前金払取扱規則の規定は、令和5年4月1日以後に締結する  
契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の和泉市建設工事前金払取扱規則の規定は、令和6年4月1日以後に締結する  
契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。